

山口県

山陽小野田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人） 以上			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 25 条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:1 億円以上 ② 農林漁業関連:5,000 万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 6 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業1)	課税免除及び不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.00/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税の一定割合	3年度間
中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備	—	課税標準 1/2 ※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合 1/3	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間 (従業員に対する賃上げ方針の表明を記載した場合、令和 6 年 3 月 31 日)

機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備		(中小企業等経営強化法)	までに取得した場合は、5年度間。令和7年3月31日までに取得した場合は、4年度間。)
---------------------------------	--	--------------	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山陽小野田市工場設置奨励条例	H17.3	○工場設置奨励金・雇用奨励金 ※対象業種(各奨励金共通) 製造業、ガス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所 (※小野田・楠企業団地に限り、製造業、電気、ガス・熱供給、水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、学術研究、専門技術サービス業) ①本市に工場を有しない者が、工場適地等に工場を設置する場合 ②市内に工場を有する者が、既存工場の生産活動を継続し、かつ常時使用する従業員として、新たに操業開始時に10人以上(中小企業5人以上)雇用する工場を工場適地に設置する場合 ③市内に工場を有する者が、既存工場の全部を閉鎖して新たに工場適地に工場を設置する場合 ※上記のいずれかに該当し、かつ投下固定資産総額が3億円以上(中小企業は5,000万円以上)で市長が指定した者	○工場設置奨励金 ①奨励金額 対象工場に係る固定資産税額の一部相当額分を3年間 ②限度額 各年度1億円
		○雇用奨励金 ①奨励金額 市内に住所を有する常用雇用従業員1人につき20万円(帰市就職者については20万円を加算) ②限度額 500人(中小企業は200人)	
		○用地取得奨励金 工場設置奨励金の要件に次の要件を加える ④小野田・楠企業団地に工場用地を取得し、土地取得から3年以内に工場の操業を開始し、かつ、取得代金を完納すること	○用地取得奨励金 ①奨励金額 用地取得額に40/100を乗じて得た額以内の額 ②限度額 なし

		<p>○従業員住宅新設奨励金 工場設置奨励金の要件に次の要件を加える ⑤操業開始日前1年間から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設すること</p>	<p>従業員住宅新設奨励金 ①奨励金額 対象住宅に係る固定資産税額分を3年間</p>
山陽小野田市工場設置資金融資条例	H17.3	<p>○工場設置資金融資 工場設置奨励条例に規定する指定事業者で次の要件を備えていること ①市税等を完納していること ②事業計画が妥当で、貸付金の返済能力があると認められること ③銀行取引停止処分を受けていないもの</p>	<p>○工場設置資金融資 ◇融資条件 限度額 5,000万円以内 利率 年 2.2% 期間 10年以内(据置2年) 返済方法 原則月賦償還 担保及び保証人 貸付金融機関所定の方法</p>
山陽小野田市本社機能移転促進条例	R2.9	<p>○本社機能移転奨励金 対象業種 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業 ①交付対象者の人数が5人以上(中小企業者にあっては2人以上)であること ②本市の他の制度に基づく雇用者数等を算定の基礎とした補助金等を受けていないこと。</p>	<p>○本社機能移転奨励金 ①奨励金額 新規常用雇用者1人につき50万円 ②限度額 500人(中小企業は200人)</p>